

令和2年4月7日

保護者のみなさまへ

藤井寺市教育委員会

藤井寺市立学校における緊急事態宣言発令下での措置について

平素から本市小中学校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、藤井寺市立学校における臨時休業等の措置については、4月の始業日から5月6日（水）までの間を臨時休業とし、その間登校日を設定することとして、保護者のみなさまにはお知らせしておりました。

しかし本日、国から緊急事態宣言が出され、大阪府もその対象地域となるとの報道情報がありました。現在大阪府でも対策会議が実施され、学校における対応も決定されるとのことです。

これを受け、本市におきましては下記のとおり対応いたします。

保護者のみなさまにおかれましては、引き続き、お子様の健康の維持ならびに健康状態の把握に務めていただくとともに、教育活動の再開に向け、下記事項についてご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 4月8日（水）～5月6日（水）までの間、市内小中学校全てを臨時休業とします。
2. 4月8日の登校日は設定いたしません。（今週中についても設定いたしません）
3. 臨時休業の期間、原則各校で週に1～2回程度登校日を設定するとしていた内容については、今後、国や大阪府からの要請、指示等により変更する可能性があります。

※問い合わせ先：藤井寺市教育委員会 学校教育課 ☎072-939-1402